平成29年度第5回横浜市学校規模適正化等検討委員会　会議録	
日　　時	平成30年1月10日（水）15時00分～16時55分
開催場所	関内駅前第一ビル3階　302会議室
出席者 （8名）	小松委員、野木委員、平井委員、片岡委員、村田委員、中丸委員、森川委員、 奈良輪委員
欠席者 （3名）	内海委員、海上委員、諏訪部委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議　　題	1　「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて
決定事項	1　通学区域制度に関して、これまでの審議を踏まえ見直しの方向性を確認。 2　学校規模適正化に関して、適正な学校規模、学校規模適正化の方策について審議。 次回検討委員会においては、学校規模適正化についてより掘り下げた審議を行う。
議　　事	**1　「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて** （委員長） これまでの通学区域制度に係る審議のまとめについては、いかがでしょうか。 （委員） 「2　通学手段」のところに、「制度設計においては保護者の負担能力の違いについても考慮する必要がある」という文言がありますが、保護者の負担能力という言葉は、よく使われる言葉なのでしょうか。保護者の能力を問うような印象になってしまいますし、もし経済的な負担を意味するとしても、そこで線引きするのかという話になってしまうので、負担を考慮するといった表現にしたほうが、良いのではないかと思います。 （委員） 地域コミュニティと通学区域との関係では、地域防災拠点と通学区域が合っていない時には、町内会が主体となって取り組むべきなのか、それとも学校を主体として考えるべきなのか、はっきりしない点があると思います。同じ町内会から違う小学校に行くという地域もありますが、学校によって防災体制は違っているかと思います。そのような通学区域と地域防災拠点の関係については、地域でも難しいと話題になっており、どのようにしたらいいのかなと考えているところです。 （委員長） 大学などでも、教師を目指す学生たちに防災に関する知識を学ぶことの重要性を伝えています。地域だけでなく、教員自身も子どもたちの安全を確保することを国も重視しているようです。 （委員） 各学校、各地域防災拠点の連携については、区役所が非常に手厚く運営して、指導助言をしてくれます。常に区役所の担当の方が来て、他の地域防災拠点での事例などを紹介いただき、横のつながりという点での情報をいただいています。地域防災拠点

	の委員長を中心に学校と地域が共に運営をしていく仕組みや、区内の各地域防災拠点の情報を共有する制度はできていると思っています。 （委員長） 「４　地域コミュニティと通学区域との関係」の最後に、「関係機関による調整など柔軟な対応が行われることが望ましい」と書いていますが、ここで言いたいことは、通学区域についてもより具体的に実態に合わせて考えようということではないかと受け止めています。 （委員） 「４　地域コミュニティと通学区域との関係」の１つ目に「区境や連合町内会をはじめとする地域コミュニティのエリア」とありますが、「区境や連合町内会をはじめ」というのは、この両方が地域コミュニティのエリアということでなく、区境で一度切れて、連合町内会をはじめとした地域コミュニティのエリアということでよろしいですか。もし、そうだとすると、１つ目と３つ目の「地域コミュニティのエリア」の表現に整合が取れなくなってしまいますが、ここは何か区別した理由があるのでしょうか。 （事務局） 地域コミュニティについては広義のものとして記載しています。区境と記載することでわかりにくいようであれば、表現をとっても問題ないと思います。 （委員） 地域コミュニティを跨ぐということもさることながら、行政区を跨ぐということの弊害が大きいということであれば、削除するのではなく、両方に書くかどうかということになるかと思います。行政区を跨ぐと、色々な不都合が出ているという現状を考えると、区境と言う表現については、行政に対する注意喚起という意味も含めて残していただいた方が良いのかなとも思います。 （事務局） 行政区を跨ぐ通学区域が設定されている学校はたくさんありますが、やはり行政区を跨ぐような通学区域の設定は好ましくないというご意見を各区長からもいただいているところです。そういったことも背景にあり、ここでは区境と明確に記載しております。ただ、実際には行政区を跨ぐ通学区域を見直すということはなかなか難しいと考えています。 （委員長） 現状を踏まえつつ、できる限り地域コミュニティのエリアと通学区域を合わせていくことが望ましいという書き方にし、行政区が異なるから通えないというよりは、子どもたちの通学安全など、子どもたちの利益を最優先に考えていく、というかたちで整理したいと思います。 （委員長）

	続いて、学校規模の適正化について議論していきたいと思います。 （委員） 私の地元の学校では、子どもが小学校に入学して卒業するまでの間に児童数が200人以上増え、大規模校となっておりました。大規模校だから、子どもたちに対して教育が行き届かなくなるという印象はなく、むしろそれまでと同じように教職員の方々に非常によく対応していただき、全体としてみればポジティブな印象を受けています。ただ、ハード面が児童数の増加に対応しきれないところがあり、ひとつの学年全部が仮設校舎に入って、その学年の子どもだけが隔離されてしまい、寂しいようなところがありました。ハード面が改善され、教育上の配慮などをしっかり対応していただけるのであれば、例えば、学年３学級に比べて学年５学級の方が良くないという印象はないです。中学校も同様に９学級ありましたが、幸いハード面でゆとりがあり、部活動も充実していたので、どちらかというとポジティブな印象がありました。ソフト面やハード面でしっかりと対応していただければ、資料に書かれているように適正規模の学校と遜色のない教育はできているのかなという印象です。 （委員） 大規模校となると、教職員数も増え、ベテランの教員と若手の教員の上手な連携が重要になってくると思います。 先ほど、資料に掲載されている宮谷小学校の事例について説明がありましたが、うまく連携する秘訣のようなものは何かあるのでしょうか。 （委員長） 宮谷小学校は学年４学級ということですが、学年の中で若手、中堅、ベテランの教員をバランスよく配置するなどの工夫はされているのでしょうか。 （委員） 学校運営で大切なのはやはり組織作りです。小学校においてその核となる組織が学年という単位で、学年経営が非常に重要になります。 学年経営の中心となる学年主任を重要なポジションとして考えています。中学校においても学年主任は非常に大切な役割を担っていると思いますが、小学校も同じだと考えています。その学年主任を核として、若手の教員を分散するような配置となるよう工夫しています。 ひとつの学年が４～５人の教員で構成されれば、若手の教員がベテランの教員の授業を参考にすることもでき、人材育成という点でもとても効果的になると思います。 （委員） いじめ等の問題が起こった時にも、ひとつの学年が４、５学級のように、ある程度の規模があれば、クラス替えによって配慮も出来るのかと思います。また、今はいじめや不登校の問題などが起きた際に、学級担任が一人では十分に対応できなかった場合など、学級担任と連携をとりながら対応する教員も配置されていると聞いています。学級担任が一人で問題を抱えて、その問題を上手く解決出来なくなってしまうことのないよう、これからも教員同士で連携を図り、子どもたちを育てることができる

	環境を整えていただきたいと思います。 （委員長） この検討委員会では、小規模の学校の状況も色々と見てきましたが、教員の皆さんは学校、子どもたち、地域、それぞれの環境に合わせて色々な工夫をしてくれています。 単純に規模だけの議論をするのは難しいと思いますが、総論としては、「適正な規模というのはある」ということを改めて思いました。政令市における学校規模に関する基準を見ても、小規模校、大規模校という言葉があって、小規模と大規模があれば中規模というのもあるかと思えば、中規模校と定めている政令市はありません。中規模にあたるところは適正規模という言葉が使用され、この範囲の規模にだけ価値が入った言葉遣いとなっています。これは、この範囲の規模が学校教育上、正に適正だということを表しているからなのではないかと思います。 （委員） 小規模校の実態として、ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導といった指導が困難となる、と資料にありますが、困難というのはどの程度なのでしょうか。例えば各学年単級や小規模校だと、現実的にそういった指導方法による教育が受けられていないという状況なのか、または、教員に負担はかかってはいるが出来ているという意味なのか、その辺りはどうでしょうか。 （事務局） 学年が単級であったりすると、例えば総合的な学習をするにしても、色々な取組を考えて選択的にやるというようなことに限界があります。また、これからの教育というのは、35 人の学級だった場合に、先生が 1 対 35 の関係で指導していくというよりも、学習集団は子どもと子ども、子どもと先生、先生同士など、色々な関係性の中で学ぶという学習環境を整えて、考える力を育てていくというのが大きなムーブメントになってきますので、そういった教育活動を進める上では、適正規模のような、ある程度の規模がないと厳しい状況にあるのかと思います。 （委員長） 新しい学習指導要領では主体的、対話的で深い学び、あるいは色々な意見を出し合って発表し合うことで、発表する、聞くというかたちでコミュニケーション能力を育てるとか、お互いの意見、自分の意見とは違う色々な意見を聞くという点などが注目されていますが、人数が少ないと多様な意見を聞くチャンスが少なくなってしまいます。グループを作って、まずはその中で話し合いをして、お互いに意見を出し合い、それからグループごとに発表、という授業が今は熱心に各学校で行われていますが、小規模で学年の人数が十人足らずだと、グループを作るとしても 2 グループ程度しかできません。 今回の資料ではあまり書かれていませんが、次の新しい学習指導要領で目指している育てたい子どもたちの資質・能力を見ると、やはりある程度の規模は必要だと思います。私の考え方では、ある程度の規模を確保しないと、今後求められる望ましい資質・能力は育てにくいのではないでしょうか。新しい学習指導要領で、これからの子

	どもたちに特に必要だと思われている思考力、判断力、表現力、アクティブラーニングと言われるようなものは、学校規模と係わり合いのある学び方なので、そのことをどこかで書いておいた方がいいような気がします。主体的、対話的で深い学びをしていくためにもある程度の規模が必要で、そうでないと色々な個性の違い、考え方の違いを知ることもできないし、発表しても聞いてくれる友達も少ないと物足りなさを感じるかと思います。最終的には、現在行われている教育課程の改革の状況、あるいは授業改善などにも学校規模が関わっているというようなことを書き加えていただきたいと思っています。 （委員） 学校規模の適正化について、ある程度の規模がないと色々な問題が解決できないということは確実なことだと思います。今後求められる授業に対応するため、アクティブラーニングや、子どもたちが切磋琢磨できる教育環境をつくることも必要ですし、教員の面においても、組織という考え方からすると、ある程度の人数がいないと教員一人一人のスキルアップの意識が薄れてしまうという可能性も十分あると思います。 少子化によって、今後確実に小規模校が増えていくのであれば、横浜市として、人口が増えている時期に学校をつくってきたのと同じように、減ってくるのであれば、増加前の状態に戻していき、ある程度の学校規模を維持する取組を計画的にやっていく必要があると思います。今後の横浜市としての学校のあり方をしっかり検討していくことができればと思います。 （委員） 私の地元の学校は、児童数が約 220 人で小規模校になります。運動会や色々な行事という面で見ると、やはり大きい学校に比べると、経験できることが限定されるという部分はありますが、小規模校ならではの良いところもあります。先生全員が、全校の子どもたち一人一人をきめ細かく把握しており、また学校長は、保護者一人一人を把握してくれているので、問題が起こった時には本当に頼りになります。保護者としては、子どもたちを安心して預けられる学校だと感じていますし、大規模な学校を経験したことがないので、もし子どもたちが大規模校に行くことになったらどうなのかと不安はあると思います。 （委員長） 先生が子どもたちを指導するという面と、そうではなく子どもたち自身が、あるいは子どもたち同士で学びあう機会も大事な力になってくるかと思います。先生たちは、どのような環境、規模であろうとその状況の中で一生懸命取り組んでいます。私たちの議論としては、基本的に規模の問題でいうと、こういう良さ、課題が出てくるということを報告書の中に上手く入れていければいいかと思います。 （委員長） 適正規模化のために、具体的にどのようにしたらいいかという議論は、非常に難しいことだと思います。適正規模が良いということで議論したとしても、どういうかたちで適正化のための取組を進めるかという点では、色々な問題が出てくることもあるようです。

	（委員） 横浜市でも小規模になった学校は多くあると思いますが、そういった学校に対して、学校の状況はどうなっているのかなど、学校現場からの声については把握しているのでしょうか。 （事務局） 学校統合を経験した児童・保護者に対し、統合前・統合後についての意識調査を平成 24 年度に実施しました。その後調査は実施していませんが、今後平成 25 年度以降に学校統合に関わった教職員に対するヒアリングを実施する予定です。次回の検討委員会でその内容についてご報告できればと考えております。 また、小規模校については個々に学校に対してヒアリングを行っています。 （委員） そういった調査が非常に大事で、何か課題などが残っているのであれば、その課題を解決できるような対策をするとか、色々検討すべきところがあると思います。 （委員長） これまで、それぞれの地域について部会を設置し、地域の皆さんに議論いただき、その中でまとまった意見を最優先するというかたちで学校規模の適正化を実施してきました。教育委員会が主導で決定するのではなく、それぞれの地域の皆さんの結論としてまとめていただいたものに基づき決定しています。現場の声を第一に考えるというかたちでこれまでも進めてきましたが、この横浜独自の方法については今後も続けていくということでいいのではないでしょうか。 それに加えて、子どもたち、地域といった色々な人にとって、円滑に、前向きに学校規模の適正化を図っていくための方策について今後どうしていくかということが検討のテーマになるかと思います。 （委員） 部会における結論について、例えば一定数の保護者から反対の意見があった場合には、どういう手続きでその意見を伝えることができるのか、その点は明らかになっているのでしょうか。また、そもそもこの検討委員会の委員の立場として、どういう基準で部会の意見を適当、不適当とするのか、その判断基準は明らかなのでしょうか。そういった意見を表明する場や、部会の中での意思決定の際にどうしているか等、手続きについて疑問に感じているところもあります。 （事務局） 部会の開催ごとに、部会の場ではどのような議論がなされどういう結論になったのか、ということについて事務局で部会ニュースを発行し、次の部会までに対象の地域全戸に配付して周知するという流れで進めています。部会ニュースを通じ、広く意見を受けつけるとともに、部会とは別に学校や地域に出向いて説明することで、意見を聴取したというケースもありました。

	（委員） 横浜市の部会方式というのはすごくいいと思っています。他都市の例のように、行政主導で進めてしまうと、地域から反発が起きるかと思います。大きな方針は決めておいて、その方針に基づき、その後は個別の地域ごとに検討するというのが一番いいやり方ではないかと思います。方針はしっかり打ち出し、現在の部会方式を今後も続けていただければと思います。 （委員長） そのためにも、部会で委員の皆さんが噂や経験、思いだけで議論するのではなく、科学的なデータも含め客観的に議論し、適切な判断ができる環境を整える必要があると思います。今後も事務局には他都市の例も含めて色々と調査し、部会での議論の参考となるよう、十分に情報提供をしていただくのが大事かと思います。 例えば、個人の思いだけで統合などに賛成、反対となってしまうことのないよう、何に重点を置くのか、子どもたちにとって何が一番良いのかという視点で考えていただきたいと思います。議論する視点をぶれないようにした上で、データを踏まえながら冷静に効果的な議論をしていただくのが一番いいと思います。無責任な言い方になりますが、その結果どのような結論が導き出されたとしても、そこで皆さんが子どもたちのために丁寧に議論した結果であれば、それが最善のかたちになるのではないかと思っています。 （委員） 学校統合などについては、賛否両論あるかと思いますが、納得しない方がいたとしても、何度も資料を出して丁寧に説明をしたり、検討を重ねたりして取り組んでいただいているということで、良かったと思います。そうしないと、学校も地域も不信感を抱いてしまい、その不信感が子どもにも伝わり、子どもにとってもあまり良くない影響になってしまうと思うので、早く解決していただけるよう取り組んでもらいたいと思います。全員が賛成ということはなかなか無いことなので、少しでも納得していただけるような体制を整えていけば良いのではないでしょうか。今後も、学校、地域とよく協議して進めていただき、児童・生徒のことはもちろん、学校を運営するにあたっては保護者やＰＴＡの影響力も大きいと思いますので、スムーズにいくよう進めていただければと思います。 （委員） 学校統合については、これまで統合を経験した学校の事例でも、ＰＴＡ同士の関係が上手くいかなかったということを聞いたので、やはりお互いが納得する着地点が見つかるまで十分な話し合いをすることが大事なのかと感じています。少しでも疑問に思うことがあればその場で解決させたり、改めて回答を持ってきてもらうようにすれば、お互いが納得するところで折り合いがつくのではないかと思います。 （委員長） 学校規模の適正化については、事務局でさらに調査を行い、新しい資料を含めて提供いただいて、次回の検討委員会でも議論を深めていきたいと思います。

資　　料 ・ 特 記 事 項	【資料】 ・「会議次第」 ・「委員名簿」 ・「座席表」 ・審議内容について ・通学区域制度について（審議の方向性）（案） ・学校規模の適正化＜その１＞　適正な学校規模について ・学校規模の適正化＜その２＞　学校規模適正化の方策について 【特記事項】 なし